

北九州市監査公表第7号

平成31年2月20日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	福島	司

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、市民文化スポーツ局及び保健福祉局の平成29年度及び平成30年度（平成30年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成30年7月11日から平成31年2月7日まで

4 監査の結果

(1) 市民文化スポーツ局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 公の施設の指定管理業務について

(スポーツ振興課)

指定管理者に管理させている公の施設の管理運営について、①所管課が借り受けている施設に付帯する備品の取り扱いについて貸主との間で取り決めをしていなかったため、指定管理者に管理させる備品の内容が不明確となっていた。②施設の維持管理に係るモニタリングについて、市が実施すべきであるにもかかわらず、指定管理者の報告書をもってこれに代えており、所管課として実施していなかった。

市指定管理者制度ガイドラインでは、基本協定の中で指定管理者が管理すべき物件を明確にすることとされており、備品の管理・使用については、予め備品等の在庫や管理状況を確認し、資料の形に整理しておく必要があるとされている。また、業務実施状況の確認について、市は、モニタリング実施項目等に基づき、書類の提出を求め、又は実地に調査することができるとされている。

所管課として適正な事務処理をされたい。

(イ) 市が事務局となっている団体の事務について

(安全・安心推進課)

安全・安心推進課が事務局となっている小倉繁華街PR大作戦実行委員会が行った小倉繁華街PR大作戦業務委託について、指名型プロポーザル方式で随意契約を行っているが、①企画提案を募集した際、応募者が積算するのに必要な情報が示されていない仕様書で提案をさせ、契約していた。また、②大幅な増額変更を理由が不明確なまま行っていた。

市が事務局となっている団体の事務については、団体の規約や経理規程のほか、市の契約規則等に準じた適正な事務処理が求められる。

市委託業務要綱では、委託に当たっては委託業務の範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。また、市業務委託契約事務の手引きでは、仕様書は入札参加者が積算する

のに十分な情報が示されていないとされている。さらに、同手引きでは、客観的にみて原契約と一体的に扱う必要があり、かつ、軽微な事項と判断できる場合のみ契約変更は可能であるとされている。

適正な事務処理をされたい。

(2) 保健福祉局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 物品購入手続きについて

(第2夜間・休日急患センター)

夜間・休日急患センター及び第2夜間・休日急患センターで使用するインフルエンザ検査キットの購入に係る平成29年度の単価契約（購入総額11,372,400円）について、①専決権者である保健福祉局長の決裁ではなく、第2夜間・休日急患センター所長の決裁としていた。また、②競争入札とすべきところを随意契約としていた。さらに、③見積書を徴する者に対して総予定数量を提示していなかった。

市副市長以下専決規程では、夜間・休日急患センター及び第2夜間・休日急患センターにおける1件200万円を超える薬品の購入の契約及び検収の専決権者は保健福祉局長とされている。また、市契約規則では、予定価格が160万円を超える財産の買入れの契約は競争入札の方法によるとされている。さらに、物品購入契約事務の手引きによると、単価契約は一定期間内に複数回発注を行う同一の物品調達について総予定数量を基にその単価で契約する方法とされており、単価契約を結ぶには、総予定数量を示したうえで、単価による見積書を徴しなければならない。

適正な事務処理をされたい。

イ 財産管理

(ア) 公有財産管理について

(障害福祉企画課)

北九州市障害者スポーツセンターに係る公有財産管理について、施

設内に北九州市障害者スポーツ協会が事務局を設置しているにもかかわらず、目的外使用許可の手続きが取られていなかった。

地方自治法では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることされている。

また、市公有財産管理規則では、各局長は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用させる場合の使用許可の申請があったときは、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき等に該当する場合に限り許可することができることされている。

適正な事務処理をされたい。